

理人、外国倒産処理手続の承認協助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人、保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百四十二条第一項の保険管理人又は預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第一項の金融整理管財人若しくは同法第二百二十六条の五第一項の預金保険機関（以下「管財人等」という。）（当該管財人等が法人である場合にあつては、当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者）商号、本店、資格、氏名及び出生の年月日（当該管財人等が法人である場合にあつては、商号をも記載しなければならない。ただし、印鑑の大きさは、辺の長さが一センチメートルの正方形に収まるもの又は辺の長さが三センチメートルの正方形に収まらないものであつて印鑑は、照合に適するものでなければならぬ。前項の書面には、次の場合に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、登記がされている法人又は同項の書面に会社法（アーメードの番号）を記載した法人の代表者の資格を証する書面については、この限りでない。

第一項の書面には、次の各号に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、登記がされている法人又は同項の書面に会社法（アーメードの番号）を記載した法人の代表者の資格を証する場合を除く。）、支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）、会社の代表者（法人である場合を除く。）、外國会社の日本における代表者（法人である場合を除く。）又は管財人等（法人である場合を除く。）第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑について市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。以下同じ。）の作成した証明書で作成後三月以内のもの。ただし、印鑑の廃止の届出をした商号使用者が当該届出をしたときから二年以内に同一の印鑑を提出した場合を除く。

四　　イ　当該代表者が登記所に印鑑を提出している場合　登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの

ロ　当該代表者が登記所に印鑑を提出していない場合　イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

　　イ　支配人　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面

　　ロ　商人（当該商人が会社である場合にあつては、当該会社の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者が職務を行うべき者）以下この号において同じ。）が登記所に印鑑を提出している場合

　　商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面に押印した印鑑を押印したもの

　　ロ　商人が登記所に印鑑を提出していない場合　商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面で当該登記所に提出している印鑑を押印したもの

　　ロ　商人が登記所に印鑑を提出している場合　当該会社の代表者の職務を行うべき者（当該法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者がある法人の代表者の職務を行うべき者。以下のこの号において同じ。）に限る。）次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面

　　イ　当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出している場合　登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの

　　ロ　当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合　イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

イ 捲げる者を除く。) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面がある場合にはあつては、当該代表者の職務を行ふべき者。(以下この号において同じ。)
ロ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 登記所に印鑑を提出している場合
イ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの、当該法人の代表者が当該会社の代表者の職務を行うべき者の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの
ロ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの、当該法人の代表者が当該会社の代表者の職務を行うべき者(以下この号において同じ)。次にイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面
イ 当該代表者が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの、当該代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの
ロ 管財人等が法人である場合における当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者。以下この号において同じ。)に限る。次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面
イ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの
ロ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 イに定める書面及び第一

<p>八 印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの</p> <p>八 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(前号に掲げる者を除く) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面</p>
<p>イ 当該法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行なうべき者。以下この号において同じ。)が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの及び当該法人の代表者が当該指名された者の印鑑に相違ないことを保証した書面で当該登記所に提出している印鑑を押印したもの</p>
<p>ロ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの、当該法人の代表者が当該指名された者の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの</p>
<p>九 提出のあつた印鑑及び被証明事項は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録する。</p>
<p>八 印鑑の提出をした者は、被証明事項のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、当該印鑑を押印した書面で印鑑の廃止、印出をすることができる。この場合において、印鑑カードを提示するときは、押印を要しない。</p> <p>第二項の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行なうべき者。(以下この項において同じ。)であつて印鑑の提出をしたものがその資格を喪失したときは、新たに後見である法人の代表者となつた者は、その旨の届出をしなければならない。この場合には、当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に届出をする場合又は当該法人の会社法人等番号を提供して届出をする場合を除き、当該法人の登記事項証明書で作成後三月以内のものを提出しなければならない。</p> <p>十 外国会社の日本における代表者である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつて</p>

(登記簿等の滅失のおそれがある場合)

第十六条 前条の規定は、登記簿又はその附屬書類が滅失するおそれがある場合に準用する。
(帳簿等の廃棄)

第十七条 登記所において登記に関する帳簿又は書類若しくは書面(法第十七条第三項に規定する電磁的記録(第九条の七第一項の規定によりこれに代わるものとして保存すべき書面が作成された場合を除く。)及び法第十九条の二に規定する電磁的記録(第九条の七第三項の規定によりこれに代わるものとして保存すべき書面が作成された場合を除く。)を含む。以下「帳簿等」という。)を廃棄するときは、法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

(登記事項証明書等の請求の通則)

第十八条 登記事項証明書若しくは法第十一条の書面(以下「登記事項要約書」という。)の交付、登記簿の附屬書類の閲覧又は印鑑の証明を請求するには、申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請人又はその代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行なうべき者。次章第九節を除き、以下同じ。)若しくは代理人の氏名

二 請求の目的

三 登記事項証明書若しくは登記事項要約書の交付又は印鑑の証明を請求するときは、請求に係る書面の通数

四 手数料の額

六 登記所の表示

(登記事項証明書の請求)

第十九条 登記事項証明書の交付の申請書には、請求の目的として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 登記事項証明書の交付を請求する登記記録

二 交付を請求する登記事項証明書の種類

三 会社の登記記録の一部の区について登記事項証明書の交付を請求するときは、その区(商号区及び会社状態区を除く。)

四 前号の請求に係る区が会社支配人区である場合において、一部の支配人にについて証明を求めるときは、その支配人の氏名

五 一部の代表者について第三十条第一項第四号の代表者事項証明書の交付を請求するときは、その代表者の氏名

(登記事項要約書の請求)

第二十条 登記事項要約書の交付の申請書には、請求の目的として、次の事項を記載しなければならない。

一 登記事項要約書の交付を請求する登記記録

(附屬書類の閲覧請求)

2 前項第二号の区の数は、三を超えることができない。

(登記事項要約書の請求)

第二十一条 登記簿の附屬書類の閲覧の申請書には、請求の目的として、閲覧しようとする部分を記載しなければならない。

2 前項の申請書には、第十八条第二項各号(第三号を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請人の住所

二 代理人によつて請求するときは、代理人の住所

三 前項の閲覧しようとする部分について利害関係を明らかにする事由

一 申請人が法人であるときは、当該法人(第一項の申請書に会社法人等番号を記載したもの)の代表者の資格を証する書面

二 前項第三号の利害関係を証する書面

(印鑑の証明の請求)

第二十二条 印鑑の証明の申請書には、請求の目的として、被証明事項を記載し、証明を請求する印鑑を特定しなければならない。この場合においては、第九条第二項及び第九条の四第二項の規定を準用する。

2 前項の申請書を提出する場合には、印鑑カードを提示しなければならない。

(代理による請求)

第二十三条から第二十六条まで 削除

は、送付に要する費用を納付しなければならない。この場合においては、第九条の四第五項及び第六項の規定を準用する。

(申請書の処理等)

第二十九条 登記官が第十八条の申請書を受け取ったときは、申請書に受付の年月日を記載した上、受付の順序に従つて相当の処分をしなければならない。

(登記事項証明書の種類及び記載事項等)

第三十条 登記事項証明書の記載事項は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項(第二号及び第三号の場合にあつては、法第百三十三条第二項の規定による登記の更正により抹消する記号を記録された登記事項及びその登記により抹消する記号を記録された登記事項(第二号及び第三号の場合にあつては、法第百三十三条第二項の規定による登記の更正により抹消する記号を記録された登記事項及びその登記により抹消する記号を記録された登記事項を除く。)とす。

一 現在事項証明書 現に効力を有する登記事項(会社法人等番号を含む。以下この条及び次条において同じ。)、会社成立の年月日、取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日並びに会社の商号及び本店の登記の変更に係る事項で現に効力を有するものの直前のもの

二 履歴事項証明書 前号の事項、当該証明書の交付の請求があつた日(以下「請求日」という。)の三年前の日の属する年の一月一日(以下「基準日」という。)から請求日までの間に抹消する記号を記録された登記事項及び基準日から請求日までの間に登記された事項で現に効力を有しないもの

三 閉鎖事項証明書 閉鎖した登記記録に記録されている事項

四 代表者事項証明書 会社の代表者の代表権に関する登記事項で現に効力を有するもの

三 会社の登記記録の一部の区について前項第一号から第三号までの登記事項証明書の交付の請求があつたときは、その登記事項証明書には、商号区、会社状態区及び請求に係る区について同様に掲げる事項(請求に係る区が会社支配人区である場合において、一部の支配人について証明を求められたときは、当該支配人以外の支配人に係る事項を除く。)を記載し、一部の代表者について同項第四号の登記事項証明書の交付の請求があつたときは、その証明書に記載する事項を記載する。

3 登記官は、登記事項証明書を作成するときは、第一項各号に掲げる事項の全部又は一部である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならない。

(登記事項要約書の記載事項等)

第三十一条 登記事項要約書(次項に掲げる登記事項を記載して作らなければならない。

2 会社についての登記事項要約書は、商号区、会社状態区及び請求に係る区に記録されている事項中現に効力を有する登記事項を記載して作らなければならない。この場合において、役員区については、取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日をも記載しなければならない。

3 前条第五項の規定は、登記事項要約書に準用する。

(登記事項証明書等の記載事項に関する特例)

第三十二条 登記官は、第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定にかかわらず、登記簿に住所が記録されている者(自然人であるものに限る。)であつて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるものその他これらに準ずる者(以下この条において「被害者等」という。)の住所が明らかにされることにより被害を受けたときは、登記の申請人である場合を除く。以下この条において同じ。)から申出があつたときは、当該被害者等の住所が記録されて

いる登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所を記載しない措置（以下この条において「住所非表示措置」という。）を講ずるものとする。

前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を登記所に提出してしなければならない。

一 前項の申出が会社又は外国会社の登記に係るものである場合にあつては商号及び本店の所在場所、商号（会社の商号を除く。）の登記に係るものである場合にあつては商号及び営業所、後見人の登記に係るものである場合にあつては後見人の氏名又は名称及び住所、支配人の登記に係るものである場合は支配人の登記に係るものである場合にあつては支配人の氏名及び住所、（以下この条において「申出人」という。）の資格、氏名、住所及び連絡先

三 被害者等の資格、氏名、住所及び連絡先

四 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名

五 住所非表示措置を希望する旨及びその理由

六 申出の年月日

三 前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 住所が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることを証する書面

二 申出書に記載されている被害者等の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（被害者等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

三 代理人によつて第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

登記の申請人が第一項の申出をする書面又は委任による代理人の権限を証する書面に当該申請人が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

登記官は、第一項の申出があつた場合において、住所非表示措置を講ずるに當たつて必要があると認めるときは、被害者等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

登記官は、次に掲げる場合には、住所非表示措置を終了させるものとする。
一 被害者等又は登記の申請人から住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二 住所非表示措置をした年の翌年から三年を経過したとき（登記官が当該住所非表示措置を終了させないことが相当であると認めたときを除く。）は、号第二項から第五項までの規定（第一項第四号並びに第三項第一号及び第三号を除く。）は、号第二項第一号の申出について準用する。この場合において、第二項第五号中「住所非表示措置を希望する旨」とあるのは、「住所非表示措置を希望する旨」とあるのは、「住所非表示措置を終了させること」と読み替えるものとする。（閲覧）

第二二二条 登記簿の附属書類の閲覧は、登記官（その指定する職員を含む。次項において同じ。）の面前でさせなければならない。
二 登記官は、申請人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して登記官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる。

二 登記官は、申請人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して登記官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる。
二 登記官は、申請人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して登記官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる。

第三十二条の二 登記官は、印鑑の証明書を作成するときは、請求に係る印鑑及び被証明事項を記載した書面に証明文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならぬ。（印鑑の証明）

第三十三条の三 登記事項証明書、登記事項要約書又は印鑑の証明書を交付するときは、申請書にそなえなければならない。

（登記事項証明書等の交付の記録）

（電子証明書による証明の請求）

（証明する登記事項）

のは「電子証明書に係る法第十二条の二第一項
第二号の期間の残存期間」と、第三十三条の六
第一項中「申請書及び電磁的記録（電子の方
式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識
することができない方式で作られる記録であつ
て、電子計算機による情報処理の用に供される
ものをいう。以下同じ。）」とあるのは「申請
書」と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあ
るのは「次に掲げる事項及び電子証明書の番
号」と、同条第六項中「電磁的記録には、内閣
総理大臣及び法務大臣の指定する方式に従い
とあるのは「申請書には」と、「当該電磁的記
録」とあるのは「当該申請書」と、第三十三条
の七第一項中「申請書及び電磁的記録」とある
のは「申請書」と、「電磁的記録に記載された
事項」とあるのは「同条第二項第一号及び第六
項の規定により申請書に記載された事項（出生
の年月日を除く。）」と、第三十三条の八第二項
第一号中「第三十三条の六第五項第一号から第
三号まで」とあるのは「第三十三条の六第二項
第一号」と、「電磁的記録に記載された事項」と
あるのは「申請書に記載された事項（出生の
年月日を除く。）」法第十二条の二第一項第二号
の期間並びに電子証明書に係る第三十三条の六
第五項第二号及び第三号に掲げる事項」と読み
替えるものとする。

十五 十六 十七	閉鎖登記記録一覧 諸表つづり込み帳 雜書つづり込み帳
	次の各号に掲げる帳簿等には、当該各号に定める事項を記載するものとする。 一 登記関係帳簿保存簿 登記簿を除く一切の登記関係帳簿の保存状況
	二 登記事務日記帳 受付帳その他の帳簿に記載しない書類の発送及び受領に関する事項
	三 登記事項証明書等用紙管理簿 登記事項証明書及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十三条第一項の概要記録事項証明書の作成に使用する用紙の管理に関する事項
	四 印鑑証明書用紙管理簿 印鑑証明書の作成に使用する用紙の管理に関する事項
	五 整理対象休眠会社等一覧 会社法（平成七年法律第八十六号）第四百七十二条第一項に規定する休眠会社の整理作業を実施するために必要な事項
	六 閉鎖登記記録一覧 第八十八条第一項の規定により閉鎖した登記記録に関する事項
	一 決定原本つづり込み帳 申請又は申出を却下した決定に係る決定書の原本
	二 審査請求書類つづり込み帳 審査請求書その他の審査請求事件に関する書類
	三 清算未了申出書等つづり込み帳 第八十二条第二項及び第三項に規定する申出に係る書面
	四 印鑑届書等つづり込み帳 第九条第一項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、第九条の四第一項及び第二項、第九条の五第三項並びに第九条の六第二項の規定により提出された書面
	五 再使用証明申出書類つづり込み帳 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十一条第三項に規定する登録免許税の領收証書又は印紙の再使用の申出に関する書類
	六 登記免許税関係書類つづり込み帳 登録免許税法第二十八条第一項の通知に関する書類並びに同条第五項に規定する書類（添付書類を含む。）
七 八 九 十 十一 十二 十三	七 不正登記防止申出書類つづり込み帳 不正な登記の防止の申出に関する書類（添付書面を含む。） 八 休眠会社等返戻通知書つづり込み帳 会社法第四百七十二条第二項の通知に係る書面を発送した場合において、配達不能等により返戻された当該書面 九 事業を廃止していない旨の届出書つづり込み帳 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第一百三十九条第一項及び第三項に規定する書面 十 諸表つづり込み帳 登記事件及び登記事件以外の事件に関する各種の統計表 一一 雜書つづり込み帳 他の帳簿につづり込まれない書類 一二 閉鎖した登記記録 閉鎖した日から二年間 一二 受付帳 当該年度の翌年から十年間 三四 申請書その他の附属書類（次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く。）受付の日から十年間 三四 申請書類（第十号の書類を除く。）受付の日から二年間 五六 登記事件以外の事件の申請書類（第十号の書類を除く。）受付の日から一年間 五六 印鑑記録（次号の印鑑記録を除く。）永久 七 第九条の二第一項及び第十一条第三項の規定による記録をした印鑑記録 当該記録をした日から二十年間 七 八 電子証明書ファイルの記録（次号のファイルの記録を除く。）永久 九 閉鎖電子証明書ファイルの記録 閉鎖した日から二十年間 九 十 电子証明書ファイルの記録 受付の日から十三年間 十 一二 登記関係帳簿保存簿 作成した年の翌年から三十年間 一二 登記事務日記帳 作成した年の翌年から三十年間 一二 第三十三条の八第四項に規定する事項に係る記録 同条第一項の措置を講じたものであることを確認することができる期間の満了の日から二十年間 一二 第二章 登記手続 第一節 通則 （申請書の記載等） 第三十五条 申請書の記載は、横書きとしなければならない。 申請書に記載すべき登記事項は、区ごとに整理して記載するものとする。

3	申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。
4	前項の契印は、申請人又はその代表者若しくは代理人が二人以上であるときは、その一人がすれば足りる。 (申請書等への押印)
2	第三十五条の二 申請人又はその代表者が申請書に押印する場合には、登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。
3	2 委任による代理人の権限を証する書面には、前項の印鑑を押印しなければならない。 (電磁的記録の提供の方法)
4	第三十五条の三 法第十七条第三項の法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。 一 法務大臣の指定する方式に従い、法第十七条第三項に規定する電磁的記録を記録した電磁的記録媒体(第三十三条の六第四項第一号に該当する構造の電磁的記録媒体に限る。)を申請書とともに提出する方法

2	二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という)第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、法第十七条第三項に規定する電磁的記録をあらかじめ提供する方法(法務大臣が定める条件に適合するものに限る。)
3	3 第一項第一号の電磁的記録媒体には、申請人の氏名(法人にあつては、商号又は名称)を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならぬ。
4	4 第一項第二号の方法により電磁的記録を提供した場合にあつては、当該電磁的記録を提供後、速やかに、当該提供に係る登記を申請する(申請書に添付すべき電磁的記録)
5	5 前項の方法は、申請書に添付すべき登記事項証明書は、その作成後三月以内のものに限る。 (添付書面の特例)
6	6 前条第三項の規定は、第一項の電磁的記録媒体に準用する。

2	第三十六条 法第十九条の二の法務省令で定める電磁的記録は、第三十三条の六第四項第一号に該当する構造の電磁的記録媒体でなければならない。
3	2 前項の電磁的記録には、法務大臣の指定する方式に従い、法第十九条の二に規定する情報を記録しなければならない。
4	3 前項の情報は、法務大臣の指定する方式に従い、当該情報の作成者(認証を要するものにつれては、作成者及び認証者。次項において同じ。)が第三十三条の四に定める措置を講じたものでなければならない。
5	4 (申請書の調査)
6	5 第三十八条 登記官が申請書を受け取ったときは、遅滞なく、申請に関するすべての事項を記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつてそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しないことを証する情報 次に掲げる電子証明書のいずれかにて準用する場合を含む。に規定する電子証明書

2	6 第三十九条 登記をするには、この規則に別段の定めがある場合を除き、登記記録中相当区に登記事項及び登記の年月日を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。 (嘱託による登記)
3	7 第四十一条 官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除き、申請による登記に関する規定を準用する。裁判所の嘱託によつて登記をするには、裁判所の名称及びその裁判があつた年月日又はその裁判の確定した年月日をも記録しなければならない。
4	8 第四十二条 登記簿に記録された行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、登記官は、登記簿にその変更があつたことを記録することができる。 (行政区画等の変更)
5	9 第四十三条 登記記録を閉鎖するには、登記記録に閉鎖の事由及びその年月日を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。 (登記記録の閉鎖)
6	10 第四十四条 登記簿に記録された登記事項中、抹消する記号が記録されたもの及び現に効力を有しないものは、履歴事項証明書に記載すべきもののを除き、閉鎖しなければならない。 前項の規定により閉鎖した登記事項は、これ

5 第九条の四第四項から第六項までの規定は、
第一項の規定による添付書類の還付の請求に準
用する。

第二節 商号の登記

(商号の登記) (商号を登記するには、ローマ字その他
の符号で法務大臣の指定するものを用いること
ができる。)

2 前項の指定は、告示してしなければなら
い。

(同一当事者の数個の商号の登記)

第五十一条 同一の当事者から数個の商号の登記
の申請があつたときは、各商号について各別の
登記記録に登記しなければならない。

(営業所移転の登記の添付書面)

第五十二条 法第二十九条第一項の規定による新
所在地における登記の申請書には、旧所在地に
おいてした登記を証する書面を添付しなければ
ならない。

(商号の譲渡の登記等の添付書面)

第五十三条 法第三十条第一項及び法第三十
一条第一項の登記の申請書には、譲渡人の承諾
書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証
明書を添付しなければならない。ただし、当該
印鑑と当該譲渡人が登記所に提出している印鑑
とが同一であるときは、この限りでない。

(商号の譲渡又は相続の登記)

第五十四条 同一の当事者から数個の商号の登記
の申請があつたときは、各商号について各別の
登記記録を閉鎖しなければならない。

(登記記録の添付書面)

第五十五条 次に掲げる登記は、登記記録区にし
なければならない。

二 未成年者又は後見人に関する消滅の登記
三 会社の商号以外の商号の登記の抹消

二 前項各号に掲げる登記をしたときは、その登
記記録を閉鎖しなければならない。

二 未成年者及び後見人の登記
三 会社の商号以外の商号の登記の抹消

二 未成年者又は後見人に関する消滅の登記
三 会社の商号以外の商号の登記の抹消

二 未成年者及び後見人の登記
三 会社の商号以外の商号の登記の抹消

二 未成年者及び後見人の登記
三 会社の商号以外の商号の登記の抹消

二 未成年者及び後見人の登記
三 会社の商号以外の商号の登記の抹消

2 会社法第二十二条第二項前段の登記は、譲受
人である会社の登記記録にしなければなら
い。

(登記記録の閉鎖等)

第五十六条 次に掲げる登記は、登記記録区にし
なければならない。

一 商号廃止の登記
二 商号の登記をした者の営業所が登記所の管
轄区域外に移転した場合において、旧所在地
においてする営業所移転の登記

三 会社の商号以外の商号の登記の抹消

二 前項各号に掲げる登記をしたときは、その登
記記録を閉鎖しなければならない。

二 未成年者又は後見人に関する消滅の登記
三 会社の商号以外の商号の登記の抹消

(会社の支配人の登記の抹消)
第五十九条 会社の支配人の登記は、会社の解散
の登記をしたときは、抹消する記号を記録しな
ければならない。

(登記記録の閉鎖等)

第五十四条 次に掲げる登記は、登記記録区にし
なければならない。

一 商号廃止の登記
二 商号の登記をした者の営業所が登記所の管
轄区域内に他の営業所がある場合を除く。) に
おいてする営業所移転の登記(登記所の管
轄区域内に他の営業所がある場合を除く。)

三 会社の商号以外の商号の登記の抹消

二 前項各号に掲げる登記をしたときは、その登
記記録を閉鎖しなければならない。

二 未成年者又は後見人に関する消滅の登記
三 会社の商号以外の商号の登記の抹消

4 設立(合併及び組織変更による設立を除く。)
の登記の申請書には、設立時取締役が就任を承
諾したこと(成年後見人又は保佐人が本人に代
わって承諾する場合にあつては、当該成年後見
人又は保佐人が本人に代わつて就任を承諾した
こと。以下この項において同じ。)を証する書
面に押印した印鑑について同様とする。

書面に押印した印鑑について同様とする。

取締役会設置会社における前項の規定の適用
については、同項中「設立時取締役」とあるの
は、「設立時代表取締役又は設立時代理執行役」
と、同項後段中「取締役」とあるのは「代表取
締役又は代表執行役」とする。

代表取締役又は代表執行役の就任による変更
の登記の申請書には、次の各号に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑に
つき市町村長の作成した証明書を添付しなけれ
ばならない。ただし、当該印鑑と変更前の代表
取締役又は代表執行役(取締役を兼ねる者に限
る。)が登記所に提出している印鑑とが同一で
あるときは、この限りでない。

一 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主
が有する株式の数(種類株式発行会社にあつては、
株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。)及び議決権の数

二 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名
称及び住所並びに当該種類株主のそれぞれが
有する当該種類の株式の数及び当該種類の株
式に係る議決権の数

三 登記記録の閉鎖等

二 未成年者又は後見人に関する消滅の登記
三 会社の商号以外の商号の登記の抹消

を承諾した場合にあつては、当該成年後見人又は保佐人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。)を添付しなければならない。ただし、登記の申請書に第四項(第五項において読み替えて適用される場合を含む。)又は前項の規定により当該取締役等の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付する場合は、この限りでない。

8 代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役(登記所に印鑑を提出した者がある場合にあっては当該印鑑を提出した者に限り、登記所に印鑑を提出した者がない場合については会社の代表者に限る。以下この項において「代表取締役等」という。)の辞任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役等(その者の成年後見人又は保佐人が本人に代わつて行う場合にあつては、当該成年後見人又は保佐人が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、登記所に印鑑を提出した者がある場合であつて、当該書面に押印した印鑑と当該代表取締役等が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。

9 設立の登記又は資本金の額の増加若しくは減少による変更の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)の規定に従つて計上されたことを証する書面を添付しなければならない。

10 登記すべき事項につき会社に一定の分配可能額(会社法第四百六十二条第二項に規定する分配可能額をいう。)又は欠損の額が存在することを要するときは、申請書にその事實を証する書面を添付しなければならない。

11 資本準備金の額の減少によつてする資本金の額の増加による変更の登記(会社法第四百四十八条第三項に規定する場合に限る。)の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

第六十二条から第六十四条まで 削除

(本店移転の登記)

第六十五条 法第五十二条第二項の規定による申請書及びその添付書面の送付並びに第九条第十项の規定による印鑑の送付は、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによつてするものとし、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱い

いの料金に相当する郵便切手又は第九条の四第五項に規定する証票を提出したときは、当該取扱いとしなければならない。

2 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記においては、取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日をも登記しなければならない。

第六十六条 株主総会又は種類株主総会の決議の不存在等の登記

法第五十三条の規定により登記すべき事項(会社成立の年月日を除く。)は、登記記録中登記記録区に記録しなければならない。

2 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記においては、取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日をも登記しなければならない。

第六十七条 取締役の選任の決議の不存在、無効

不存 在、無効又は取消しの登記をする場合に

は、決議した事項に関する登記を抹消する記号を記録し、その登記により抹消する記号が記録された登記事項があるときは、その登記を回復しなければならない。

2 前項の規定は、創立総会又は種類創立総会の決議の不存在、無効又は取消しの登記について準用する。

(代表取締役等の登記)

第六十七条 取締役の選任の決議の不存在、無効

若しくは取消し又は判決による解任の登記をし

た場合において、その取締役が代表取締役、特別取締役、委員又は社外取締役であるときは、

当該代表取締役、特別取締役、委員又は社外取

締役に関する登記を抹消する記号をも記録しなければならない。

2 前項の規定は、監査役の選任の決議の不存在、無効若しくは取消し又は判決による解任の登記を抹消する記号をも記録しなければならない。

第六十七条 第六十六条第一項の規定は、会社の成

立後における株式の発行の無効若しくは不存在の登記、新株予約権の発行の無効若しくは不存在の登記又は資本金の額の減少の無効の登記について準用する。

この場合において、同項中「関する登記」とあるのは、「関する登記」(会社の成

立後における株式の発行の無効又は不存在の登記をする場合にあつては、資本金の額に関する登記を除く。)と読み替えるものとする。

(電子公告に関する登記)

第七十条 電子公告を公告方法としたことによる変更の登記をしたときは、会社法第九百十一

条第三項第二十六号及び銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十七条の四各号(株式会

社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第十条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十

四条に規定する事項の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

(解散等の登記)

第七十二条 会社法第四百七十七条(第四号及び第五号を除く。)又は第四百七十二条第一項本文の規定による解散の登記をしたときは、次に

掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならぬ。

第七十三条 新設合併による設立の登記において

法第七十九条の規定により登記すべき事項は、

任の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。

2 取締役、監査等委員である取締役、会計参

与、監査等委員である取締役、委員、執行役又は代

表執行役の職務の執行停止又は職務代行者に關する登記は、その取締役、監査等委員である取

締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役の選任の決議の不存在、

無効若しくは取消し又は解任の登記をしたときには、抹消する記号を記録しなければならない。

(発行する株式の内容等の登記)

第六十九条 種類株式発行会社となつた場合にお

いて、発行可能種類株式総数及び発行する各種

株式の内容の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

2 種類株式発行会社に該当しなくなつた場合に

おいて、発行する株式の内容の登記をしたときには、発行可能種類株式総数及び発行する各種類

の株式の内容の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

(新株発行の無効等の登記)

第七十条 第六十六条第一項の規定は、会社の成

立後における株式の発行の無効若しくは不存在の登記、新株予約権の発行の無効若しくは不存在の登記又は資本金の額の減少の無効の登記について準用する。

この場合において、同項中「関する登記」とあるのは、「関する登記」(会社の成

立後における株式の発行の無効又は不存在の登記をする場合にあつては、資本金の額に関する登記を除く。)と読み替えるものとする。

(電子公告に関する登記)

第七十二条 会社法第四百七十七条(第四号及び

第五号を除く。)又は第四百七十二条第一項本文の規定による解散の登記をしたときは、次に

掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならぬ。

第七十三条 新設合併による設立の登記において

法第七十九条の規定により登記すべき事項は、

任の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。

2 取締役、監査等委員である取締役、会計参

与、監査等委員である取締役、委員、執行役又は代

表執行役の職務の執行停止又は職務代行者に關する登記は、その取締役、監査等委員である取

締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役の選任の決議の不存在、

無効若しくは取消し又は解任の登記をしたときには、抹消する記号を記録しなければならない。

(合併の登記)

第七十二条 法第七十六条の規定により登記すべ

き事項(会社成立の年月日を除く。)は、登記

記録中登記記録区に記録しなければならない。

2 組織変更による解散の登記をしたときは、組織

変更による回復の登記をしたとき。

(組織変更の登記)

第七十二条 法第七十六条の規定により登記すべ

き事項(会社成立の年月日を除く。)は、登記

記録中登記記録区に記録しなければならない。

2 組織変更による解散の登記をしたときは、組織

変更による回復の登記をしたとき。

(解散等の登記)

第七十二条 会社法第四百七十七条(第四号及び

第五号を除く。)又は第四百七十二条第一項本文の規定による解散の登記をしたときは、次に

掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならぬ。

第七十三条 新設合併による設立の登記において

法第七十九条の規定により登記すべき事項は、

任の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。

2 取締役、監査等委員である取締役、会計参

与、監査等委員である取締役、委員、執行役又は代

表執行役の職務の執行停止又は職務代行者に關する登記は、その取締役、監査等委員である取

締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役の選任の決議の不存在、

無効若しくは取消し又は解任の登記をしたときには、抹消する記号を記録しなければならない。

(合併の登記)

第七十二条 法第七十六条の規定により登記すべ

き事項(会社成立の年月日を除く。)は、登記

記録中登記記録区に記録しなければならない。

2 組織変更による解散の登記をしたときは、組織

変更による回復の登記をしたとき。

(組織変更の登記)

第七十二条 法第七十六条の規定により登記すべ

き事項(会社成立の年月日を除く。)は、登記

記録中登記記録区に記録しなければならない。

2 組織変更による解散の登記をしたときは、組織

変更による回復の登記をしたとき。

(解散等の登記)

第七十二条 会社法第四百七十七条(第四号及び

第五号を除く。)又は第四百七十二条第一項本文の規定による解散の登記をしたときは、次に

掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならぬ。

第七十三条 新設合併による設立の登記において

法第七十九条の規定により登記すべき事項は、

任の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。

2 取締役、監査等委員である取締役、会計参

与、監査等委員である取締役、委員、執行役又は代

表執行役の職務の執行停止又は職務代行者に關する登記は、その取締役、監査等委員である取

締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役の選任の決議の不存在、

無効若しくは取消し又は解任の登記をしたときには、抹消する記号を記録しなければならない。

(合併の登記)

第七十二条 法第七十六条の規定により登記すべ

き事項(会社成立の年月日を除く。)は、登記

記録中登記記録区に記録しなければならない。

2 組織変更による解散の登記をしたときは、組織

変更による回復の登記をしたとき。

(組織変更の登記)

第七十二条 法第七十六条の規定により登記すべ

き事項(会社成立の年月日を除く。)は、登記

記録中登記記録区に記録しなければならない。

2 組織変更による解散の登記をしたときは、組織

変更による回復の登記をしたとき。

(解散等の登記)

第七十二条 会社法第四百七十七条(第四号及び

第五号を除く。)又は第四百七十二条第一項本文の規定による解散の登記をしたときは、次に

掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならぬ。

第七十三条 新設合併による設立の登記において

法第七十九条の規定により登記すべき事項は、

任の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。

2 取締役、監査等委員である取締役、会計参

与、監査等委員である取締役、委員、執行役又は代

表執行役の職務の執行停止又は職務代行者に關する登記は、その取締役、監査等委員である取

締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役の選任の決議の不存在、

無効若しくは取消し又は解任の登記をしたときには、抹消する記号を記録しなければならない。

(合併の登記)

第七十二条 法第七十六条の規定により登記すべ

き事項(会社成立の年月日を除く。)は、登記

記録中登記記録区に記録しなければならない。

2 組織変更による解散の登記をしたときは、組織

変更による回復の登記をしたとき。

(組織変更の登記)

第七十二条 法第七十六条の規定により登記すべ

き事項(会社成立の年月日を除く。)は、登記

記録中登記記録区に記録しなければならない。

2 組織変更による解散の登記をしたときは、組織

変更による回復の登記をしたとき。

(解散等の登記)

第七十二条 会社法第四百七十七条(第四号及び

第五号を除く。)又は第四百七十二条第一項本文の規定による解散の登記をしたときは、次に

掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならぬ。

第七十三条 新設合併による設立の登記において

法第七十九条の規定により登記すべき事項は、

任の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。

2 取締役、監査等委員である取締役、会計参

与、監査等委員である取締役、委員、執行役又は代

表執行役の職務の執行停止又は職務代行者に關する登記は、その取締役、監査等委員である取

締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役の選任の決議の不存在、

無効若しくは取消し又は解任の登記をしたときには、抹消する記号を記録しなければならない。

(合併の登記)

第七十二条 法第七十六条の規定により登記すべ

き事項(会社成立の年月日を除く。)は、登記

記録中登記記録区に記録しなければならない。

2 組織変更による解散の登記をしたときは、組織

変更による回復の登記をしたとき。

(組織変更の登記)

第七十二条 法第七十六条の規定により登記すべ

き事項(会社成立の年月日を除く。)は、登記

記録中登記記録区に記録しなければならない。

2 組織変更による解散の登記をしたときは、組織

変更による回復の登記をしたとき。

(解散等の登記)

第七十二条 会社法第四百七十七条(第四号及び

第五号を除く。)又は第四百七十二条第一項本文の規定による解散の登記をしたときは、次に

掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならぬ。

第七十三条 新設合併による設立の登記において

法第七十九条の規定により登記すべき事項は、

任の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。

2 取締役、監査等委員である取締役、会計参

与、監査等委員である取締役、委員、執行役又は代

表執行役の職務の執行停止又は職務代行者に關する登記は、その取締役、監査等委員である取

締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役の選任の決議の不存在、

無効若しくは取消し又は解任の登記をしたときには、抹消する記号を記録しなければならない。

(合併の登記)

第七十二条 法第七十六条の規定により登記すべ

き事項(会社

附則（平成一五年五月三〇日法務省令
第四九号）

この省令は平成十五年六月一日から施行する。

第一条 (施行期日) この省令は、平成十七年三月七日から施行する。
(経過措置の原則)

(印鑑の記録)

第四条 (印鑑の記録) 登記所は、その事務について整備法第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるもの）

第六（管）

（自転車属に関する経過措置）
定により指定を受けたものとみなされるもの
含む。）を受けていない事務については、適
しない。

2	前項の事務については、同表の下欄に掲げる字句とする。	2	前項の事務については、同表の下欄に掲げる字句とする。	2	前項の事務については、同表の下欄に掲げる字句とする。	2	前項の事務については、同表の下欄に掲げる字句とする。		
3	新商業登記規則第二十八条第二項の規定による登記事項の規定によりなおその效力を有することとされる旧商業登記法第十一 条第一項又は第十二条第一項の規定により書面の交付を請求する場合に準用する。この場合において、新商業登記規則第二十八条第二項中「登記事項証明書又は印鑑の証明書」とあるのは、「登記簿の謄本若しくは抄本、登記事項に変更がないことの証明書又は印鑑の証明書」と読み替えるものとする。								
4	新商業登記規則第五百五十五条第一項第一号の規定は、同号に規定する登記所における整備法第五 十三条第二項の規定による指定（同条第四項の								
5	整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（以下「旧商業登記法」という。）第一百 十三条の二第一号の登記簿とみなす。								

の管轄に転属したとき	第一項 同条第二項	前条第二項 及び第三項	第三項及び第四項	新商業登記規則第九条の二 第一項 下「新商業登記規則」とい う。第九条第六項
第一百五十五条第 一項	項二 第七条百 八条第一項 及 び 第三 項	項二 第七条百 八条第一項 及 び 第三 項	項二 第七条百 八条第一項 及 び 第三 項	新商業登記規則第九条の二 第一項 下「新商業登記規則」とい う。第九条第六項
(改製前の登記簿等に関する経過措置)	未指定登記 所である甲 登記所の管 轄地の一部 が指定登記 所である乙 登記所の管 轄に転属し たとき	整備法指定登記所でない甲 登記所の管轄地の一部が整 備法指定登記所である乙登 記所の管轄に転属したとき	記所の管轄に転属したとき	新商業登記規則第九条の二 第一項 下「新商業登記規則」とい う。第九条第六項
第七条 整備法第五十三条第二項の規定による指 定を受けた事務のうち、附則第三条第一項の規 定による改製を終えていない登記簿（電子情報 処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含 む。）に関する事務及び附則第四条第一項の規 定による磁気ディスクへの記録を終えていない ものについての印鑑に関する事務（次項の事務 を除く。）は、整備法第五十三条第二項、第五 項及び第六項並びに附則第五条第一項、第二項 及び第四項並びに前条第一項の規定の適用につ いては、整備法第五十三条第二項の規定による 指定を受けていない事務とみなす。	整備法第五十三条第二項の規定による指定を 受けた事務のうち、電子情報処理組織による取 扱いに適合しないものについて、附則第四条第 一項ただし書の規定により書面を作成した場合 における印鑑に関する事務については、商業登 記規則の一部を改正する省令（平成十年法務省令 令第二十九号）附則第五条第二項及び第六条第 二項の規定を準用する。	整備法第五十三条第二項の規定による指定を 受けたものとのみ 第一項の規定は、整備法第五十三条第四項の 規定により同条第二項の指定を受けたものとみ	商業登記規則等の一部を改 正する省令第一条の規定に よる改製後のこの省令（以 下「新商業登記規則」とい う。第九条第六項	新商業登記規則第九条の二 第一項 下「新商業登記規則」とい う。第九条第六項

なされる事務のうち、電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿に関する事務について準用する。

(特定指定登記所の指定に関する経過措置)

第八条 この省令の施行の際現に存する旧商業登記規則第一百六十二条第一項の指定は、新商業登記規則第一百一条第一項の指定とみなす。

附 則（平成一七年九月三〇日法務省令
(施行期日)
第九号）抄

第一条 この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行す

附則（平成一八年一月二六日法務省令
第六号）

この省令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第一条本文の政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、会社法の施行の日（以下「一五号」）

「施行日」という。(商業登記に関する経過措置)から施行する。

掲げる登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

二 合名会社又は合資会社の社員の共同代表に関する規定の登記

四 株券を発行しない旨の定めの登記
五 議決権制限株式を有する株主の権利に関する定めの登記

六 開業前の利息の配当の規定の登記
七 登録機関の氏名及び住所並びに営業所の登記

八 株式会社の代表取締役の共同代表に関する規定の登記

十 氏名の登記
委員会等設置会社である旨の登記
十一 代表執行役の共同代表に関する規定の

登記

二 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する規定

する法律の施行に伴う経過措置を定める政令
（平成十七年政令第三百六十七号）第十三条
第二項の規定による登記 会社が新株予約権
を消却することができる事由及び消却の条件

四条 特例有限会社（整備法第三条第二項に規定する特例有限会社をいう。次項において同の登記

じ。)が整備法第四十五条第一項の規定により商号の変更をした場合の商号の変更後の株式会社についてする登記において、整備法第百三十

六条第十九項の規定により登記すべき事項（会社成立の年月日を除く。）は、登記記録中登記記録区に記録しなければならない。

前項に規定する場合の特例有限会社について
する解散の登記は、登記記録中登記記録区にし
なければならない。

前項に規定する登記をしたときは、その登記を閉鎖しなければならない。

六条 削除
号の仮登記に関する手続については、なお従前の例による。

(法人等の登記に関する経過措置)
七条 この省令の施行の際現にされている次に掲げる登記は、登記官が職権で抹消する記号を

記録しなければならない。

社、外国相互会社、特定目的会社（特例旧特定目的会社（整備法第二百三十条第一項に規定する特例）旧特定目的会社をいう。次条において同じ。）を含む。以下二の項及び次項こ

組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、漁船保険組合、漁業信用

合中央金庫、中小企業等協同組合、輸出組合、輸入組合、協業組合、商工組合、商工組

二 合連合会、鉱工業技術研究組合、農住組合又は防災街区計画整備組合の当事その他の代理人の共同代理に関する規定の登記

三 士法人、監査法人、司法書士法人、土地家屋調査法人、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、相互会社、特定目的会社、行政書士法人、税理士法人、酒類業組合、酒類業組合連合会、酒類業組合中央会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、社会保険労務士法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、輸出水産業組合、森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合、輸出組合、輸入組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、鉱工業技術研究組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、特定業務法人、内航海運組合又は内航海運組合連合会を代表する者の共同代表に関する規定の登記

四 協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は特定目的会社の優先出資に係る登録機関の名称及び住所並びに営業所の登記

五 相互会社の重要な財産委員会を置く旨及び重要財産委員の氏名の登記

六 特定目的会社の特定出資一口の金額の登記

七 会員商品取引所を代表する者の代表権の範囲又は制限に関する定めの登記

八 の登記

九 登記官は、相互会社について、職権で、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる登記をしなければならない。

一 特別取締役による議決の定めがある旨及び特別取締役の氏名の登記（当該相互会社について第一項第四号に掲げる登記がある場合に限る。）

二 委員会設置会社である旨の登記（当該相互会社について第一項第五号に掲げる登記がある場合に限る。）

は、商業登記規則等の一部を改正する省令(平成十七年法務省令第十九号)による改正前の商業登記規則その他の省令の規定の例による。

前項に規定する場合における附則第二条から第四条まで及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「登記記録」とあるのは、「登記用紙」と、「登記官の識別番号を記録」とあるのは、「押印」と、「抹消する記号を記録」とあるのは「朱抹」とし、附則第四条第一項中「登記記録区」とあるのは「登記用紙を起こした事由及び年月日」欄」とし、附則第四条第二項中「登記記録区」とあるのは「その他の事項」欄」とする。

附 則 (平成一八年四月一四日法務省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三十日法務省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日法務省令第五七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、信託法の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。ただし、第二条中不動産登記規則第七十条の改正規定及び第六条の規定は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日(平成十九年十月二日)から施行する。

附 則 (平成二〇年九月二十五日法務省令第五二号)

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月一六日法務省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日法務省令第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年三月二十五日法務省令第五号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(登記印紙の廃止に伴う経過措置)

第四条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第三百八十二条の規定及び特

別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第号）附則第二条の規定により手数料を収入印紙又は登記印紙をもつて納付するときは、收印紙又は登記印紙を請求書、嘱託書又は申請書に貼付しなければならない。

附 則（平成二三年八月二六日法務省令第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月二一日法務省令第三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年二月一八日法務省令第二号）

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号の政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年一二月一八日法務省令第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（商業登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にされている株式会社の委員会設置会社である旨の登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。登記官は、前項の登記がされている株式会社について、職権で、その本店の所在地において、指名委員会等設置会社である旨の登記をしなければならない。

3 登記官は、前項の規定により職権で登記をするときは、登記記録にこの省令の規定により記録した旨及びその月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

附 則（平成二七年一月三日法務省令第五号）

<p>1 この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。</p> <p>（添付書面に関する経過措置）</p> <p>2 この省令の施行前にした登記の申請については、この省令による改正後の商業登記規則（以下「新省令」という。）第六十一条第五項又は第六項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>（取締役等の氏の記録の申出等に関する経過措置）</p> <p>3 会社の代表者であつて登記所に印鑑を提出した者は、この省令の施行の日から起算して六月以内は、新省令第八十一条の二第一項又は第十八条の二第一項（これを準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、この省令の施行の際現に登記されている株式会社の取締役、監査役、執行役、会計参与、会計監査人若しくは清算人又は持分会社の社員（持分会社を代表する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）若しくは清算人（清算持分会社を代表する清算人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）について、いつでも、新省令第八十一条の二第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して、登記記録に同項第二号に掲げる事項を記録するよう申し出ることができる。この書面には、登記所に提出した印鑑を押印し、同項各号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、会社を除くその他の法人の役員等であつてこの省令の施行の際現に登記されているものについて準用する。</p> <p>5 第三項の規定は、この省令の施行に登記されている投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（組合員又は清算人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）について</p>	<p>1 この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。</p> <p>（新省令による改正後の商業登記規則第六十一条第二項又は第三項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。）</p>
---	---

附 則 (平成二七年九月二十五日法務省令)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

第二条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

法務省令

二〇一九年九月二十二日

法務省

令和元年七月一日

この省令は、令和四年九月一日から施行す

区の名		商号区	商号	記録すべき事項
者区	未成年年	登記記	商号譲渡人の債務に関する免責	
称	区の名	録区	営業所	商号使用者
別表第二 (未成年者登記簿)	記録すべき事項	登記記録を起こした事由及び年月日 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日	会社法人等番号	営業の種類
会社法人等番号 未成年者	記録すべき事項	登記記録を起こした事由及び年月日 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日	営業所	商号譲渡人の債務に関する免責
営業所	未成年者	登記記録を起こした事由及び年月日 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日	会社法人等番号	営業の種類

1 この省令は

附 賦
（令和六年四月二二日法務省令第
三二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

二〇編印廿、公印二日、乙地行一。

三一書院

附則（令和五年六月二二日法務省令第

行の日（令和五年四月一日）から施行する。

この省令は、民法等の一部を改正する法律の

施行期日)

六号抄

附 則
(令和五年三月二〇日法務省令第

役員區	役員區	資本金の額	株券発行会社である旨
役員責	発行する株式の内容	発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数
任区	創立費の償却の方法	株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所
の免除に関する規定	事業費の償却の方法	その他株式又は資本金に関する事項	事業費の償却の方法
職務の執行停止	取締役、仮取締役及び取締役職務代理人	監査等委員である取締役、監査等委員である仮取締役及び監査等委員である取締役職務代理人	監査等委員である取締役、監査等委員である仮取締役及び監査等委員である取締役職務代理人
その他役員等に関する事項（役員責任区に記録すべきものを除く。）	監査役、仮監査役及び監査役職務代理人	会計参与、仮会計参与及び会計参与職務代理人並びに計算書類等の備置き場所	会計参与、仮会計参与及び会計参与職務代理人並びに計算書類等の備置き場所
取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の会社に対する責任の免除に関する規定	監査役、仮監査役及び監査役職務代理人	代表取締役、仮代表取締役及び代表取締役職務代理人	監査役、仮監査役及び監査役職務代理人
代表取締役、仮代表取締役及び代表取締役職務代理人	執行役、仮執行役及び執行役職務代理人	代表執行役、仮委員及び委員職務代理人	代表執行役、仮委員及び委員職務代理人
執行役職務代理人	会計監査人及び仮会計監査人	執行役、仮執行役及び執行役職務代理人	執行役、仮執行役及び執行役職務代理人
会計監査人及び仮会計監査人	取締役が社外取締役である旨	代表執行役、仮代表執行役及び代表執行役職務代理人	代表執行役、仮代表執行役及び代表執行役職務代理人
取締役が社外取締役である旨	監査役が社外監査役である旨	執行役、仮執行役及び執行役職務代理人	執行役、仮執行役及び執行役職務代理人
監査役が社外監査役である旨	清算人、仮清算人及び清算人職務代理人	会計監査人及び仮会計監査人	会計監査人及び仮会計監査人
清算人、仮清算人及び清算人職務代理人	代表清算人、仮代表清算人及び代表清算人職務代理人	取締役が社外取締役である旨	取締役が社外取締役である旨
代表清算人、仮代表清算人及び代表清算人職務代理人	その他役員等に関する事項（役員責任区に記録すべきものを除く。）	監査役が社外監査役である旨	監査役が社外監査役である旨

